

(様式 1 - 1)

令和 7 年度シンガポール市場及びベトナム市場における誘客プロモーション業務委託契約に
係る企画提案競技参加申込書

令和 年 月 日

九州縦断観光ルート協議会
会長 下 鶴 隆 央 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

令和 7 年度シンガポール市場及びベトナム市場における誘客プロモーション業務委託契約に係
る企画提案競技に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、この企画提案競技申込書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約
します。

項 目		内 容
担 当 者	郵便番号・住所	
	所 属	
	役 職	
	氏 名	
	電話番号	
	E-mail	

(様式 1—2)

令和 7 年度シンガポール市場及びベトナム市場における誘客プロモーション業務委託契約に
係る企画提案競技参加申込書

令和 年 月 日

九州縦断観光ルート協議会
会長 下 鶴 隆 央 殿

共同企業体の代表構成員

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

共同企業体の構成員

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

令和 7 年度シンガポール市場及びベトナム市場における誘客プロモーション業務委託契約に係
る企画提案競技に参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、この企画提案競技申込書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約
します。

項 目		内 容
担 当 者	郵便番号・住所	
	所 属	
	役 職	
	氏 名	
	電話番号	
	E-mail	

会社概要

会社概要	
社名・事業所名	
所在地	
代表者名・役職	
従業員数 (常勤数)	人
創設・開設年月	年 月 (営業年数 年)
資本金	円
決算当期純利益	(直近 1 年の決算) 年 月 日～ 年 月 日
	円
地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に規定する者への該当の有無	有 ・ 無
告示日以後に北九州市・福岡市・熊本市・鹿児島市が発注する業務の契約に係る指名停止を受けている期間	有 ・ 無
業務内容	事業内容
会社概要特記 (ISO、プライバシーマーク等)	

※申込者が本社の場合は社名・事業所名の欄に本社の情報を、申込者が本社以外（支社又は支店等）の場合は社名・事業所名の欄に支社又は支店等の情報を記載して下さい。

※業務内容は、主要なものを 5 件以内で記載して下さい。

事業実績

令和 2 年 4 月 1 日から告示日までの間においてシンガポール市場及びベトナム市場における
プロモーション業務の実績（令和 2 年 4 月 1 日以降）

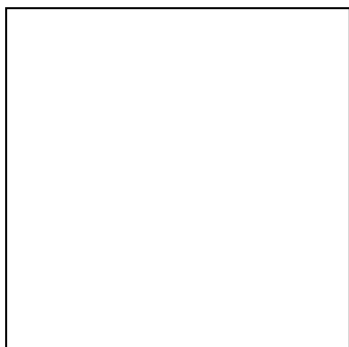
発注元 契約年月日 受注額	内 容
発注元： 契約年月日： 受注額： 千円	
発注元： 契約年月日： 受注額： 千円	
発注元： 契約年月日： 受注額： 千円	
発注元： 契約年月日： 受注額： 千円	
発注元： 契約年月日： 受注額： 千円	

※令和 2 年度以降の実績のうち主要な業務と思われるものを優先し、5 件以内で記載すること。

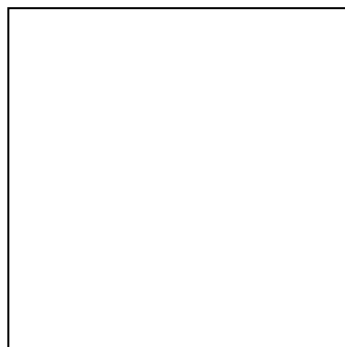
※受注案件でなく自社で実施した事業については、発注元、契約年月日、受注額の記載は不要。

使 用 印 鑑 届

使 用 印



実 印



令和 7 年度シンガポール市場及びベトナム市場における誘客プロモーション業務委託契約に関する一切の書類には、上記の印鑑（使用印）を使用しますので、お届けします。

令和 年 月 日

九州縦断観光ルート協議会
会長 下 鶴 隆 央 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者

(様式 5)

令和 年 月 日

九州縦断観光ルート協議会
会長 下 鶴 隆 央 殿
(鹿 児 島 市 長)

住所・所在地

団体名

代表者

(署名又は記名押印)

暴力団排除に関する誓約・同意書

下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、下記の該当の有無を確認するために、九州縦断観光ルート協議会から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されることについて同意します。

記

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島市条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団
- (2) 役員等が同条第 2 条第 2 号に規定する暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している団体
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している団体
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している団体
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体
- (7) 前各号のいずれかに該当する団体等であることを知りながら当該団体等と取引をしている団体

以上